

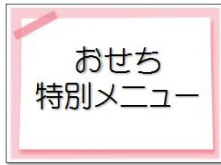
# ケアハウス香照苑

## 共同生活空間

### 食堂ホール



朝・昼・夕食を食べたり  
みんなで談話など楽しむ  
共同生活室



### 洗濯場



コインランドリー  
になっています。

### 入浴室



入浴介助の必要の方  
はヘルパー利用して  
の入浴も出来ます。



### 中庭・屋上



### 居室



ミニキッチン・冷蔵庫・  
クローゼット・トイレ・洗面台  
備え付け 個室です。  
(夫婦部屋はありません)



### 年間行事

- 4月 花見外出
- 5月 香照苑祭り
- 6月 喫茶外出 おやつしゅく
- 7月 外食 かき氷 盆踊り
- 8月 ビアガーデン
- 9月 秋刀魚の炭火焼き
- 10月 喫茶外出
- 11月 紅葉外出
- 12月 忘年会 クリスマス会
- 1月 初詣 新年会
- 2月 節分 昼食しゅく
- 3月 ひな祭り おやつしゅく

## 入居対象者

- 1) 60歳以上(60歳以上の配偶者とともに利用する場合は60歳未満でも可)で自炊ができない程度のお身体が不自由な方、または高齢のため独立して生活するのが不安であり、家族の援助を受けることが難しい方。(要介護認定を受けられている方 要支援から要介護2まで可)
- 2) 伝染疾患及び精神的疾患等を有せず、自立した生活ができ(車椅子使用者も可)かつ問題行動を伴わない方で共同生活に適応できる方。
- 3) 所定の利用料が負担でき、確実な保証能力がある身元保証人をたてられる方。

## サービス内容

- 1) 入居者の生活及び心身の健康状態等の各種相談と助言、趣味、娯楽等のお世話。
- 2) 入居者に適した食事を1日3回提供。
- 3) 入浴と毎日のシャワー利用。
- 4) 入居者の健康管理、在宅介護福祉サービスを受けることの対応。
- 5) 夜間の管理体制と緊急時の対応。

## ケアハウス香照苑利用料金(月額)

前年度収入金額(単位=円)		事務費	管理費	生活費	冬季加算	月額合計
1	1,500,000以下	10,100	39,800	46,090	2,120	98,110
2	1,500,000～1,600,000	13,100	39,800	46,090	2,120	101,110
3	1,600,000～1,700,000	16,100	39,800	46,090	2,120	104,110
4	1,700,000～1,800,000	19,200	39,800	46,090	2,120	107,210
5	1,800,000～1,900,000	22,200	39,800	46,090	2,120	110,210
6	1,900,000～2,000,000	25,300	39,800	46,090	2,120	113,310
7	2,000,000～2,100,000	30,300	39,800	46,090	2,120	118,310
8	2,100,000～2,200,000	35,400	39,800	46,090	2,120	123,410
9	2,200,000～2,300,000	40,400	39,800	46,090	2,120	128,410
10	2,300,000～2,400,000	45,500	39,800	46,090	2,120	133,510
11	2,400,000～2,500,000	50,600	39,800	46,090	2,120	138,610
12	2,500,000～2,600,000	57,600	39,800	46,090	2,120	145,610
13	2,600,000～2,700,000	64,700	39,800	46,090	2,120	152,710
14	2,700,000～2,800,000	71,800	39,800	46,090	2,120	159,810
15	2,800,000～2,900,000	78,900	39,800	46,090	2,120	166,910
16	2,900,000～3,000,000	86,000	39,800	46,090	2,120	174,010
17	3,000,000～3,100,000	91,900	39,800	46,090	2,120	179,910
18	3,100,001以上	91,900	39,800	46,090	2,120	179,910

「事務費」 については、個々人の前年度収入に応じて国からの助成があり、上記1～18階層に 区分され負担

「前年度収入」とは、個々人の前年度収入総額から租税、健康保険料(年金保険料、介護保険料を含む)及び医療費等を控除した後の収入をいいます。

「前年度収入」を明らかにする「所得証明」を提出していただきます。

又、前年度収入総額から控除される租税(県・市民税)納付書、健康保険料・介護保険料の納付書、公的年金の源泉徴収書、医療費の領収書も合わせて提出していただきます。

「暖房費」 については、毎年11月～3月(暖房費)のみご負担いただきます。

「事務費、生活費、暖房費」 については、国の基準で定められており、基準改定の都度ご負担いただく「事務費、生活費、暖房費」も改定されます。(平成28年4月より 改定)

上記利用料金(月額料金)の他、各居室で使用される水道・電気・電話等の公共料金につきましては、別途実費料金をご負担いただきます。

兵庫県姫路市香寺町須加院338-506

社会福祉法人 徳宗福祉会 ケアハウス香照苑

(TEL) 079-264-5567

(FAX) 079-264-5690

(ホームページ) <http://www.tokusou.or.jp>

